くらしの法律救急箱



第9回

交通事故のギモン

りますか。
交通事故に関するトラブルにはどのようなものがあ



られないような深刻なケースもあります。や無保険の場合など、加害者から損害賠償が全く受けです。さらに、加害者が分からない「ひき逃げ」事案償の額について合意ができないというトラブルが多い政方の過失の有無や過失の割合でもめたり、損害賠



か。 過失割合に関するトラブルとはどのようなものです



ての責任を負うとするのは、公平ではありません。そある場合に、被害が生じていない側(加害者)がすべのみに被害が発生していたとしても、双方に不注意がある場合に、被害が生じた場合、双方に不注意が認められ交通事故が発生した場合、双方に不注意が認められ

います。て賠償することとされます。これを「過失相殺」といて賠償することとされます。これを「過失相殺」とい者側の責任(過失)割合相当額を損害額より差し引いこで、損害の公平な分担を図るため、加害者は、被害

民法は過失相殺という考え方を認めていますが、具民法は過失相殺という考え方を認めていますが、具合、責任(過失)の割合が検討されます。交通事故の場合、責任(過失)の割合は、それぞれに要求される注意義務をどれだけ遵守していたか、又は、怠っていたかにより判断されます。道路交通法に定められている優先関係、その他の交通規則(速度制限や横断禁止等)優先関係、その他の交通規則(速度制限や横断禁止等)優先関係、その他の交通規則(速度制限や横断禁止等)



損害賠償をしてもらえますか。 交通事故によりケガをしました。どのような内容の



休業補償もなされます。さらに、入院や通院を余儀な休業したことにより給料が支払われなかった場合は、実費部分が賠償の対象となります。また、事故のためまず、入院費・治療費・通院のための交通費など、



害者が人身傷害補償保険に加入していることにより支

残る場合に、法定限度額の範囲内で支払われます。被償責任者の支払を受けた後にも、なお被害者に損害が

されますので、二重の支払は受けられません。また、払われた保険金についても、被害者の損害額から控除

険や労災保険等の他の社会保険の給付や本来の損害賠

弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録(大阪弁護士会)。 2006年、小島法律事務所開設。

る慰謝料も支払われます。場合は、これによって労働能力を失われたことに対すくされたことに対する慰謝料、後遺障害が生じている



の救済措置はありますか。 事故の加害者の損害保険が使えない場合、被害者へ



と同じですが、最終的な救済措置であるため、健康保と同じですが、最終的な救済措置であるため、健康保険であったり、自賠責保険の期限切れ(原動機付自保険であったり、自賠責保険の期限切れ(原動機付自ないこともあります。このような場合の被害者に対し、ないこともあります。このような場合の被害者に対し、る制度があります(政府保障事業)。

ん。 被害者に100%の過失がある場合は、支払われませ

本来の損害賠償責任者に求償することになります。支払った金額を限度として、政府が被害者に代わってなお、政府が被害者に損害の補填をした時は、その



てどのような手続がありますか。者と加害者の間で示談ができません。解決の方法とし物損事故で損害額がそれほど大きくないのに、被害



小石いるようです。一次額訴訟という手続があります。少額訴訟は、1回少額訴訟という手続があります。少額訴訟は、1回少額訴訟という手続があります。少額訴訟は、1回少額訴訟という手続があります。少額訴訟は、1回少額訴訟という手続があります。少額訴訟は、1回

議の申立てに限られること、です。 ことがあること、③控訴はできず、不服の申立てが異 分割払い、支払猶予、遅延損害金免除の判決がされる 円以下の金銭の支払を求める場合に限られること、② 一般の訴訟と異なるのは、①対象となる紛争が60万